

特定非営利活動法人 地域ひといき

大塚わくわく園 入園のしおり

～重要事項説明書～

2025



2025年4月1日 改定

～大塚わくわく園の保育理念～

全ての人が子どもの最善の利益を追求し、
ひとりひとりが輝ける保育・教育活動を共にを行い、
自己肯定感(自信)・主体性(自由)・人権感覚(安心)を養う。

自分に自信を持ち、
地域と親しめる、
積極的な子ども

○目指す子どもの姿

- ・自分の持つ力を信じ、自分は素敵な存在だと感じることができる。
- ・自信をもって地域の人や物に積極的に関わることができる。
- ・園や園外で出会う、様々な人や物とふれあい、親しむことができる。

主体的に行動し、
自分で自由に考え、
行動出来る子ども

○目指す子どもの姿

- ・自分のしたい(ほしい)、したくない(ほしくない)物事を表現できる。
- ・自分であそびを見つけ(つくり)出し、創造することができる。
- ・集団の中でも自由に自らを表現し、仲間と共により良い社会を作る。

自分と他人の権利を大切にし、命に感謝をする子ども

○目指す子どもの姿

- ・自分の権利を感じ、自分は大切な存在だと感じることができる。
- ・自分と同様に周りの人や物の権利を大切にすることができる。
- ・周りの人や物の権利を感じ、その中で生きていけることの感謝ができる。

1. 事業者（施設管理者）

設置主体	特定非営利活動法人 地域ひといき
代表者氏名	理事長 小林 聖司
事業者の所在地	高槻市大塚町5-30-6

2. 施設の概要

事業類型	企業主導型保育所（認可保育園基準）
名称	大塚わくわく園
施設所在地	高槻市大塚町5-30-6
電話番号／FAX	072-629-0109 /072-629-0209
園長氏名	小林 彩
利用定員 年齢ごとの定員は 年度により変化あり	1歳児…6名、2歳児…8名（2号認定） 3歳児以上…各12名（3号認定） ※地域枠の設定有り 定員合計50名
建物	重量鉄骨造 延床面積 552.67㎡
施設の内容	異年齢保育室 2室 乳児保育室 3室 病児保育室 1室 病後児保育室 1室 一時保育室 1室 地域交流室 1室
園庭	250㎡
特別保育の実施状況	病児・病後児・体調不良・一時・休日保育

3. 施設の目的及び運営方針

人生を歩む最重要な乳幼児期において、子どもの最善の利益を保障します。次に子どもの権利を尊重しつつ、子どもと保育者の共主体の保育・教育活動を綿密に計画し、バラエティに富んだ、豊かな保育環境を整備します。その保育を実践することで、子どもとともに豊かな人権感覚を身につけた人間を育成することをもって、未来の豊かな社会（地球）づくりに寄与します。

4. 提供する教育・保育の内容

当園は就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守します。また、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領に基づき乳幼児期の発達に必要な教育・保育を総合的に提供します。その中で特におおむね1歳児までの乳児は十分な愛着形成の中で9名以下の少人数保育を実施し、基本的信頼関係（安心）を構築します。2歳児は乳児保育の愛着形成を基礎としつつも、年上児童と関わる機会を徐々に増やしていき、子ども主体の愛し合う保育を提供します。3歳児以上の児童は異年齢保育を実施し、子どもが主体となり、経験、学び、育ち合い、慈しみ合いの保育を行います。その結果、自らの人生を切り開き生涯をより良く、強く生きるための基礎を培う、教育・保育を実施します。

5. 給食について

給食の方針	子どもの発育・発達・健康・栄養・生活状態を把握し、それぞれに応じた必要栄養量の確保を目指します。3歳児以上の幼児は主体性を重んじたうえで、園芸保育を通じ、自らが栽培したものを頂くという経験をします。さらにはバイキング形式の自由な給食を提供します。最後にそれらを鑑みた上で年間を通じ食育目標を立て、食事の役割や感謝の心を育みます。
アレルギー対応	食物アレルギーを起こす可能性がある場合は、必ず医師の診断・検査を受け、その結果に基づき園所定の書面にて申し出てください。食物アレルギーのため除去が必要な場合、医師の診断による指示書に従い、原因食品を除去し代替食の提供を行います。
その他	宗教上の理由などアレルギー以外で特定食物の除去が必要な場合はご相談ください。

6. 職員体制（児童入所状況により変動はあります。）

園長	1名	連携推進員	1名
主任	1名	副主任	2～3名
分野別リーダー	2～3名	1歳児クラス	2～3名
2歳児クラス	2～3名	異年齢クラス	2～3名
障がい児加算	1名	看護師	3～4名
保育補助	1～2名	一時保育担当	1～2名
給食担当	2～3名	用務員	2～3名

7. 教育・保育を行う日及び時間等

提供する曜日	全ての曜日
開所時間	7時00分～20時00分
通常保育時間	【従業員枠】開所時間の内、月合計 300 時間以内 【地域枠】開所時間の内、市で認定された時間 ※標準時間認定 11 時間/日、月合計 250 時間以内 ※短時間認定 8 時間/日、月合計 200 時間以内
時間外保育	開所時間以外で利用ニーズがある場合
一時保育時間	開所時間の内、当法人が受入許可をした時間
病児保育時間 病後児保育時間	月～金曜：8時30分～17時30分 ※看護師・嘱託医の都合により臨時閉所の場合あり。
事前申込制保育日	お盆（8/13～16）、年末年始（12/29～1/3） 創立記念日（10/10）、環境整備日（3/31）

8. 利用者負担額

- ① 基本保育料（毎年度ごとに内閣府より見直しがあります。）

0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
37,100-	37,000-	26,600-	23,100-

◎兄弟姉妹同時入所減免…上のお子様の基本保育料を全額減免。

⇒幼児教育無償化と重複しての減免は受けられません。

◎幼児教育無償化※…0～2歳児の非課税世帯かつ保育支給認定を受けているお子様と3歳児以上の保育支給認定を受けているお子様。

◎高槻市基準による減免制度※…市の基準に準じた減免制度があります。

※入園時か毎月月末までに「課税証明書等※両親分」＋ひとり親家庭の場合は「住民票※世帯全員分」の提出で入園月または翌月分の保育料から適用）

※多子減免の兄弟姉妹人数は当園に通う兄弟姉妹の人数でカウントします。

② 特定負担額

本園独自の付加的サービスを行うために、次の金額をご負担いただきます。

項目	対象児童	内容、負担を求める理由	金額
諸経費	0～2歳児	洗濯物の削減、紙おむつ費用等	1,500 円/月
特別保育料	3歳児以上	園芸保育＋選択ｸﾗｽ＋高齢者活動	2,500 円/月
給食主食費	3歳児以上	給食の主食費	1,300 円/月
給食副食費※	3歳児以上	無償化対象外の給食副食費	4,500 円/月

※給食副食費は市基準に準じて無料となる場合があります。（法人独自措置）

③ 実費負担額

基本保育料の他に負担頂くものとして次のものがあります。

項目	対象児	内容、負担を求める理由	金額
絵本代	1,2歳児	第1子のお子様のみ	@5,040 円/年
保険料	毎年度	災害共済保険の保護者負担	@250 円/年
月極夕食費	利用者	夕食提供の月極費用	2,500 円/月
日割夕食費	利用者	臨時で夕食が必要な人	250 円/回

カー帽子	入園時	安全配慮(頭部保護・園児識別)	@1,020 円
コットカバー	入園時	衛生管理上	@1,600 円
通園バッグ	3 歳児	安全配慮・利便性・機能性上	@4,090 円
名札	3 歳児	かばん取り付け用・利便性	@130 円
体操服(半)	3 歳児	戸外遊び・行事使用(園児識別)	@3,300 円
体操服(下)	3 歳児	戸外遊び・行事使用(園児識別)	@2,000 円
園トイレ	3 歳児	安全配慮・行事使用(園児識別)	@4,510 円
体操服(長)	3 歳児	戸外遊び・園芸用に必要な方	@3,630 円
体操服(長下)	3 歳児	戸外遊び・園芸用に必要な方	@3,850 円

※@ (単価) 表示物品は購入後、翌月の保育料と合わせて請求致します。

※@ (単価) 表示物品は年度により、価格に変更が生じる場合があります。

(物品は卸売値でそのまま販売しており、利益は頂いておりません。)

※園外保育(遠足)費用など、個別に必要な実費は随時お知らせします。

④ 時間外(延長)・一時・病(後)児保育料

基本保育料(利用日毎計算)	延長保育料(閉所時間)
1 分ごとに 10 円	1 分ごとに 50 円

※病(後)児保育料については当園に登園している児童は無料となります。

9. 利用の開始及び終了に関する事項等

1 本園における入園選考の優先順位は次のとおりとします。

優先順位	名称	内容
1	従業員枠	利用企業の従業員枠として入所を希望する場合
2	月齢枠	保育において月齢に配慮が必要な場合
3	利用枠	すでに法人施設を利用している場合
4	地域枠	自宅または勤務地が施設近隣である場合

※貧困・虐待など、緊急の預かりを要する場合は上記に依りません。

2 利用者および本園は、利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、利用に係る契約を結ぶものとします。

3 本園は、次に掲げる場合に保育の提供を終了します。

- (1) 「支援法」第24条第1項第2号または第3号に基づき支給認定が取り消された場合
- (2) 支給認定保護者様から本園の利用の取消しの申し出があった場合
- (3) 保護者様が保育料金等の支払いを度々と延滞したり、その後1か月を経過しても料金及び延滞損害金を支払わない場合
- (4) 保護者様が事業者や保育従事者又は他の保護者、児童に対して、重大な背信行為を行った場合
- (5) 保護者様が特段の理由なく、入園のしおり(重要事項説明書)や誓約書に記載の事項を守らずに、改善要求にも従わなかった場合
- (6) その他、利用の継続において重大な支障または困難が生じた場合

10. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

①緊急時の対応方法

- (1) 教育・保育中に容体の変化や怪我などがあった場合、予め保護者様が指定した緊急連絡先へ連絡をします。その後、場合によって嘱託医、またはかかりつけ医の指導を受けるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、然るべき処置を行います。ご了承願います。

嘱託医	ちばクリニック(千葉 恭士) 内科検診年2回	
	所在地: 高槻市宮野町 21-17	TEL: 072-675-6013
嘱託 歯科医	和田歯科医院(和田 兼義) 歯科検診年1回	
	所在地: 高槻市大塚町 5-12-5	TEL: 072-670-0200
救急隊	高槻市中消防署	
	所在地: 高槻市桃園町 4-30	TEL: 072-676-0119

警察署	高槻警察署	
	所在地：高槻市野見町 2-4	TEL：072-672-1234

②非常災害時の対応

避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を月 1 回実施します。
不審者対応	不審者侵入を想定した対処訓練を年 2 回実施します。
防災設備	全館放送設備、自動火災通報装置、報知器、誘導灯、など
避難場所	園内待機または南大冠小学校、クロスパル高槻
連絡方法	指定の連絡先に連絡します。（携帯・固定電話・コドモン）
園児の 引渡方法	避難場所へ保護者様（または、保護者様の委任が明確に確認できる中学生以上の親族）のお迎えによる直接引き渡し。

1 1. ご意見・ご要望について

当園では、苦情申出窓口を設置し、保護者様からの苦情を適切に対応する体制を整えています。当園における苦情解決責任者、苦情受付担当者、苦情受付方法は下のとおりです。

当園 ご利用 相談 窓口	・相談苦情受付担当者 金保 真代（副主任） ・相談苦情解決責任者 小林 彩（園長） ・ご利用時間 9：00～17：00（一次受付） ・電話番号 072-629-0109	
	※年 2 回のアンケートや玄関意見箱もご活用ください。 ※保護者様の声、掲示板を玄関ロビーに設置しております。	
第三者 委員	長谷川 隆(博識経験) 蔵本 昌美(社従事者)	TEL：090-8366-1875 TEL：090-4033-0005

1 2. 保険に関する事項

当園は各種賠償責任保険ならびに災害共済給付制度に加入しております。

保険の種類	保険の内容	補償金額
賠償責任保険	法律上の損害賠償に対しての補償	1 事故 2 億円
生産物賠償保険	給食集団食中毒に対しての追加補償	1 事故 3 億円
災害共済給付制度	死亡・後遺障害・入院・通院	別紙のとおり

※災害共済給付制度の加入には保護者負担金として、年度ごとに 250 円が必要となります。（一時保育児童は災害共済給付適用外となります。）

1 3. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

児童および保護者様などに係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・小学校への円滑な移行、接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
 - ・他の保育所等へ転園する場合、その他、兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の福祉施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
 - ・緊急時に病院、その他関係機関に対して、必要な情報提供を行うこと。
- ※その他詳細は、入園申込書に定める「個人情報の利用目的」によります。

1 4. 年間行事予定

月	行事内容（おおむねの予定）
4	入園式（ウェルカムデー）
5	児童健康診断
6	春の遠足（4 歳児・年長児）
7	プール開き
8	夕涼み会
9	キャンプ
10	児童健康診断

1 1	親子うんどう遊び
1 2	クリスマス会
1	新春もちつき大会
2	親子遠足、高齢者親睦会
3	お別れ遠足、卒園式

- ※ 誕生会：誕生日当日にお祝いをします。（お休みの場合はその前後）
- ※ 毎月、身体測定、避難訓練を実施しています。
- ※ 保育参観はいつでも受付が可能です。希望があればご相談ください。
- ※ 土曜日は行事や職員研修、全体会議により午前中12：30までの保育をする日があります。（別紙行事予定表にて、日程をご確認ください。）

15. 利用に際し留意していただく事項

登降園時間について	◎乳児（主に2階で保育を行っている子ども） ・9：30までに登園をお願いいたします。（※午前中活動参加のため） ・通院が必要な場合は10：30までに登園をお願いいたします。（※生活リズムを整えるため） ◎幼児（主に1階で保育を行っている子ども） ・9：00までに登園をお願いいたします。 ※20時まで保育の場合9：15までに登園ください。（※午前中活動参加のため） ・通院が必要な場合は11：00までに登園をお願いいたします。（※生活リズムを整えるため） ◎全児童 ・午後からの勤務でお子様との時間を過ごされたい場合、午後からの保育は13：00～15：00で登園をお願いいたします。
-----------	--

保育時間 休日保育 について	当園の利用は原則、通勤と就業時間のみとなります。但し、お仕事が休みの場合、平日および日祝については9時から16時でリフレッシュの為に保育が可能です。（日祝は利用人数制限があります。）また、土曜・日曜・祝日で定期的に保育が必要な場合は土日祝日保育用の就労証明をご提出ください。※利用時間外や土曜日に就労以外で保育を利用されたい場合には（冠婚葬祭や事故など）は事務室へご相談ください。
夕食の準備について	夕食は19：00以降に在園する場合に提供します。急な残業で必要な場合は15：00までに連絡下さい。
出欠記録 出席日数 について	登降園時間は玄関のリーダーにてご登録ください。なお、月極利用につきましては制度上、月16日以上登園を原則としております。予めご了承ください。
欠席する場合 遅刻する場合	当日に欠席の連絡をする場合、または登園が遅れる場合は通常の登園時間までにご連絡願います。
お迎えが遅れる 送迎者が変わる	お迎えが遅れる場合やお迎えする人が変わる場合は降園予定時刻までにご連絡をお願い致します。
発熱のある場合	発熱・ひどい咳等、体調が悪い場合、または感染性の疑いのある時は厚生労働省のガイドラインに沿って登園可否の判断をいたします。予めご了承ください。
感染症について	特定感染症にかかった場合は、医師の診断を受けて登園許可書等をお持ちの上、登園してください。
服装・持ち物	子どもの遊びの妨げになる物（商業目的で作られた家庭からのおもちゃ・キャラクター物の服・飾り）やフードや紐付きの服、サイズの合わない靴など安全のない服装は避けてください。※該当の場合、保育士からその都度お伝えさせていただきます。

近隣への配慮 駐車場の利用に ついて	送迎時に自動（転）車を所定外の場所に駐停車する。 施設近隣での雑談は控える。など、近隣住民への配慮 を忘れない様にお願い致します。近隣の苦情があり、 改善要求に従えない場合は退園を要請します。 また、園の駐車場を利用する方は事前に利用申請書 （車毎に１枚）を提出してください。
予防接種について	定期の予防接種は接種可能な時期になったら受けて ください。何らかの理由により接種されない場合は、 看護師にご相談ください。尚、その際、感染症発生時 には園内への感染症拡大防止の観点から、嘱託医に 相談のうえ自宅待機して頂くことがあります。

16. 警報発令時の休園について

- 1) 午前7：00の時点で北大阪地域に暴風警報または大雨・洪水特別警報
が発令されている場合、臨時休園（自宅待機）となります。
 - 2) 午前9：00までに解除された場合⇒20：00 まで通常保育を実施
 - 3) 午前9：00以降に解除⇒20：00 まで通常保育を実施
※但し、給食準備が出来ないためにお弁当をご持参
 - 4) 午後14：00以降に解除⇒20：00 まで通常保育を実施
※但し、夕食準備が出来ないため夕食必要児童はお弁当をご持参
 - 5) 午後16：00までに解除されなかった場合⇒完全休園
- *通常保育中に警報が発令された場合は速やかにお迎えに来てください。
（園からはコドモンにて連絡後、順番に連絡をしますが、保護者様について
も警報が発令したと分かったらすぐにお迎えに来てください。）
- *通常保育中に警報が発令された場合、それ以降の保育は行いません。
- *施設立地上、淀川・芥川・檜尾川のいずれかが氾濫危険水位を越えた時点
で洪水の恐れがあると判断したら、お迎えをお願いする場合があります。
- *高槻市に震度５以上の地震が発生した場合、その日は休園となります。

●緊急時の連絡体制について

暴風警報発令時やその他の災害により園からの緊急連絡が必要な場合は
次の通り、ご対応しますのでご確認ください。

- ①コドモンの一斉連絡にて保護者様へ連絡をします。
（別紙のとおり、コドモンアプリのインストールをお願い致します。）
※連絡が予想される場合は通知設定もあわせてご確認ください。
- ②送信３０分後に既読が付かない保護者様へは電話にて連絡をします。
※緊急連絡表の順番通りに連絡をします。緊急連絡先に変更があれば
事前にお申し出ください。
※通信網の状況により、別の方法を使用する場合もございます。

17. 退園について

退園する場合の退園日は原則として、末日付けとなります。（退園の有無に
かわらず、ひと月分の保育料が必要）となります。ただし、前月の２０日
までに届け出る場合については月途中の退園が可能ですので、希望の退園日
を所定様式にご記入ください。（この場合、保育料は日割り計算となります。）
※特別保育料や諸経費、主食・副食費は日割りとなりません。

～メモ～

企業主導型保育所 大塚わくわく園 運営規程

保護者様と特定非営利活動法人 地域ひといき（以下、「事業者」という）とは、事業者が保護者の児童（以下、「児童」という）に対して行う、保育について、以下の規約のとおりを実施します。

第1条 （事業の目的及び運営の方針）

- 1 （１） 施設名称 大塚わくわく園（以下「本園」という）
（２） 所 在 地 大阪府高槻市大塚町5丁目30番6号
- 2 本園は、児童に対し、児童福祉法の一部を改正する法律（平成24年法律第67号）第6条の3第10項に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることであり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場の提供を行う。
- 3 本園の運営・保育方針は入園のしおり（重要事項説明書）に記載の通りである。
- 4 本園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）及び高槻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高槻市条例第62号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）その他の関係法令を遵守して運営します。

第2条 （提供する保育の内容）

本園の保育の内容は、第1条第4項の諸法令及び保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示）に基づき、入園のしおり（重要事項説明書）に示すとおりとする。

第3条 （保育の記録）

- 1 事業者は、児童の保育内容を記載した諸記録を作成し、児童の退園後1年間保存します。
なお、保存期間が経過した際には第10条第1項の守秘義務にのっとり破棄します。
- 2 保護者は文書による請求により、前項の諸記録を閲覧することができます。

第4条 （保育料金等）

本園においての保育料金は入園のしおり（重要事項説明書）に定めるとおりとします。

第5条 （料金の支払及び延滞損害金）

- 1 前条の保育料金等について、事業者は明細を付して利用する月の10日までに保護者様に請求し、同月20日に保護者指定口座から自動引落しにより徴収します。
- 2 前項の自動引落しは手続きが完了するまでは郵便振替用紙にて徴収に読み替えます。
- 3 保護者がこの契約に基づく支払いを1か月以上延滞した場合、支払うべき金額に対し年率10%および請求に必要な経費（郵送料等）を合わせた延滞損害金を支払うものとします。

- 4 前項の延滞損害金の計算については月単位で行い、毎月20日を起算日とし保育料および延滞損害金に前項の利率を乗じて額を決定するものとします。
- 5 3ヶ月以上に渡っての料金引き落とし不能や繰り返しの引き落とし不能がある場合は利用契約書第6条における背信行為として退園措置を取る場合があります。

第6条 （入園のしおり（重要事項説明書））

- 1 本園の入園に当たり、事業者は保護者様に対し、入園のしおり（重要事項説明書）に基づき説明を行い、保護者様はその内容を了承したものとします。
- 2 入園のしおり（重要事項説明書）は最新の改訂版が適用されるものとし、内容に改訂があった場合、事業者は保護者様に対し変更点の説明を行います。

第7条 （賠償責任）

事業者は、保育サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により児童の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、保護者様に対して当園が加入する保険会社の規定の範囲内で賠償します。

第8条 （虐待の防止のための措置に関する事項）

本園は、園児に対する虐待を防止するため、定期的な職員研修その他虐待防止のための必要な措置を講じます。

第9条 （本規約に定めのない事項及び裁判管轄）

- 1 この規約に定めのない事項については、児童福祉法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。
- 2 この規約に関して止むを得ず訴訟する場合は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

付 則 この規約は2021年8月1日より適用されます。